

令和7年1月30日

お客さま各位

北海道信用漁業協同組合連合会

## J F データ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）利用規定の一部改定について（事前のご案内）

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊会ではお客さまとのお取引にあたり各種規定等を発行しております。

その中で J F データ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）による口座振替を開始するにあたり、「J F データ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）利用規定」を制定しておりますが、内容に一部錯誤があり見直しを行ったことから、当該利用規定を改定しますのでご案内いたします。

### 記

#### 1 改定対象規定

J F データ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）利用規定

#### 2 改定内容の概要

- ① 口座振替手数料の取扱い方法について、契約書等に記載されている方法にて支払うことへの変更
- ② 見出し記号の変更

※今回の改定におきましては、その他の軽微な内容にかかわる修正、追加、削除を実施しております。

※改定内容の詳細等のご確認を希望されるお客さまにおかれましては、当店窓口にお申し付け下さい。

#### 3 改定日

令和7年3月1日（土）

以 上

# ◆ J F データ伝送サービス（Answer DATAPORT方式）利用規定 ◆

制定 令和5年4月1日

改定 令和7年3月1日

## 第1条 【サービスの内容】

- 1 J F データ伝送サービス（Answer DATAPORT方式）（以下、「本サービス」といいます。）とは、当組合が、本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます。）に対して提供する決済サービスです。
- 2 契約者は、本サービスにより占有するパソコンやホストコンピュータ等（以下、「パソコン等」といいます。）により、自治体とはLGWAN（行政専用のネットワーク）、企業等とはConnecture（閉域ネットワーク）またはインターネット（回線接続サービスである全銀ファイル伝送（VALUX）を利用）を通じて、J F データ伝送サービス（Answer DATAPORT方式）利用規定（以下、「本規定」といいます。）で定める方法を利用して口座振替請求の処理依頼明細データ（以下、「依頼明細」といいます。）を当組合に送ったり、することができます。

## 第2条 【サービスの種類】

本サービスによる受託業務には、基本サービスがあり、その内容は次のとおりとします。

なお、基本サービスとは契約者が占有するパソコン等から、当組合のコンピュータに外部センター経由で間接的にデータ伝送し、依頼明細の処理を依頼する、または処理結果明細を受け取るサービスをいいます。取り扱うデータの種類の、口座振替であり、契約者は振替日の14時00分までに、依頼明細のデータ伝送を完了するものとします（照合データは当日の14時30分まで）。

## 第3条 【利用資格】

- 1 本サービスの契約者は、次の各号すべてに該当する方とします。
  - (1) 法人、法人格のない団体、自治体または個人事業主の方
  - (2) 本規定の適用に同意した方
- 2 本条1項に該当する場合でも、当組合は、次の場合には利用申込を承諾しないことがあります。なお、契約者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。
  - (1) 利用申込時に虚偽の事項を届出したことが判明したとき
  - (2) その他、当組合が利用を不相当と判断したとき

## 第4条 【反社会勢力との取引拒絶】

本サービスは、第17条2（10）①から⑥、および（11）①から⑤のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第17条2（10）①から⑥、および（11）①から⑤の1つにでも該当する場合は、当組合は本サービスの利用申込をお断りするものとします。

## 第5条 【サービスの利用開始】

契約者は、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとし、契約者が本サービスを利用開始する場合は、当組合所定の書類等（以下、「利用申込書」といいます。）に必要事項を記入のうえ、届け出るものとします。

なお、開始通知は当組合所定の書類等により行うものとします。

## 第6条 【通知手段】

契約者は、当組合からの通知・確認・ご案内等の手段として、当組合の店頭表示、ホームページ等への掲示により行われることに同意します。

## 第7条 【取扱手数料】

- 1 本サービスの利用に際しては、当組合所定の取扱手数料（消費税相当額を含む月額利用料、振込手数料、口座振替手数料等）について、契約書等に記載されている方法により支払うものとします。
- 2 当組合は、取扱手数料等の支払いにかかる領収書等の発行はいたしません。

## 第8条 【利用時間】

本サービスの利用時間は当組合所定の時間内とします。なお、当組合は、店頭表示、ホームページ等に表示したうえで、この利用時間を変更することがあります。

## 第9条 【データ伝送接続条件】

本サービスに関するソフトウェア等の各種接続上の諸条件は、当組合所定のとおりとします。

## 第10条 【データの仕様】

依頼データおよび通知データの仕様は、一般社団法人全国銀行協会における取決めに準拠したもの

等、当組合所定のとおりとします。

#### 第11条 【伝送意思確認】

当組合が契約者から受け付けた依頼明細の伝送意思を確認する方法は、次のとおり照合データにより実施するものとします。なお、契約者が照合データを利用しない場合は、依頼明細の伝送をもって意思確認があったものとします。

(1) 契約者は依頼明細を伝送する都度、合計件数等の照合に必要な情報を入力した照合データを作成し伝送を行う。

(2) 当組合は、依頼明細と照合データを突合し一致した場合、依頼明細を受け付ける。

#### 第12条 【サービスの休止】

1 当組合は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、サービスの休止の時期および内容について店頭表示、ホームページ等によりお知らせのうえ、本サービスを一時停止または中止することができるものとします。

2 ただし、前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない場合に限り、当組合は契約者へ事前に通知することなく、本サービスを一時停止または中止できるものとします。

#### 第13条 【届出事項の変更】

本サービスにおける、届出事項等に変更があったときは、当組合所定の方法で、直ちに当組合に届け出ることとします。当組合に対する変更手続の通知を受けてから、変更手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。

#### 第14条 【規定の内容および利用方法の変更】

1 当組合は、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当組合の所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。本規定は民法に定める定型約款に該当し、本規定の各条項は金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。

2 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当組合の店頭表示、ホームページ等でお知らせし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。なお、本規定等の変更後に契約者が新たに本サービスを利用したときは、変更後の本規定等を承認したものとみなします。

#### 第15条 【関係規定の適用・準用】

本規定に定めのない事項については、普通貯金規定、当座勘定規定等関係する規定により取り扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

#### 第16条 【契約期間】

契約の当初契約期間は、当組合所定の書類に記載されている申込日から起算して1年間とし、契約者または当組合からの特段の申し出がない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします、以後も同様とします。

#### 第17条 【サービスの解約】

##### 1 契約者からの解約

(1) 契約者は、当組合に通知することにより、本サービスをいつでも解約できるものとします。

(2) 契約者から当組合に対する解約通知は、当組合所定の書類等により行うものとします。なお、解約の効力は、お届けいただいた後、当組合の解約手続が完了した時点から発生するものとし、解約手続完了前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。当組合に対する解約の通知を受けてから、解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。

##### 2 当組合からの解約

契約者に次の各号の事由が1つでも生じたときは、当組合は契約者に事前に通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当組合に対する届出住所に対し、当組合が解約通知を発送したときに生じるものとします。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき

(2) 電子交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき

(3) 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当組合において契約者の所在が不明になったとき

(4) 相続の開始があったとき

(5) 支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき

- (6) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき
- (7) 解散、その他営業活動を休止したとき
- (8) 当組合への本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき
- (9) 本利用規定および取引約定に違反したと当組合が認めたとき
- (10) 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
  - ① 暴力団
  - ② 暴力団員
  - ③ 暴力団準構成員
  - ④ 暴力団関係企業
  - ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - ⑥ その他前各号に準ずる者
- (11) 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
  - ① 暴力的な要求
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (12) 契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合が認めたとき
- (13) その他、当組合がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき  
 当組合は、本サービスの利用として不相当であると判断した場合には、契約者にあらかじめ通知することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当組合はこの規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。

#### 第18条 【解約時のその他留意事項】

- 1 契約者が当組合に対し、本サービスに関する何らかの債務を負っている場合は、解約時に全額を支払うものとします。
- 2 本サービスが解約により終了した場合は、その時までには処理が完了していない取引の依頼については、当組合はその処理をする義務を負わないものとします。

#### 第19条 【譲渡、質入れ等の禁止】

契約者は、本規定に基づく契約者の権利および貯金等を譲渡、質入れ等することはできません。

#### 第20条 【移管】

契約口座が店舗の統廃合その他当組合の都合で移管された場合、原則として本規定に基づく契約は新しい店舗に移されます。

#### 第21条 【免責事項】

- 1 当組合および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず次の損害が生じた場合には、当組合は責任を負いません。
  - (1) 電子機器、通信機器、通信回線および端末等の障害により、サービスの取扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害
  - (2) 通信経路において盗聴がなされたことにより、コード等（パスワード、ファイルアクセスキー、センタ確認コード、照合識別コード等）や取引情報が漏洩したために生じた損害
- 2 災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取扱いに遅延・不能等が生じたことに起因する損害について、当組合は責任を負いません。
- 3 本サービスの提供にあたり、当組合が当組合所定の本人確認手段に従って本人確認を行ったうえで、送信者を契約者とみなして取り扱いを行った場合は、コード等につき当組合の責めによらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当組合は責任を負いません。
- 4 本サービスに使用するパソコン等が正常に移動する環境については、契約者の負担および責任において確保するものとします。当組合は、本契約によりパソコン等が正常に移動することについて保証するものではありません。パソコン等が正常に移動しなかったことにより取引が成立しない、または成立し、契約者に損害が生じた場合でも、当組合の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当組合は責任を負いません。

#### 第22条 【業務委託の承諾】

- 1 当組合は、当組合が任意に定める第三者（以下、「委託先」といいます。）に業務の全部または一部を委託できるものとし、契約者は当該委託に必要な範囲で契約者に関する情報が委託先に開示され

ることに同意するものとします。

- 2 当組合は、委託先に、本サービスを構成している各種サーバーシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、契約者はこれに同意するものとします。

#### 第23条 【機密保持】

契約者は、本サービスの利用契約に伴って知り得た相手方の情報については、本規定等に定める場合を除き、第三者に漏洩しないよう万全の措置を取ることとし、この措置は本契約の終了後も継続することとします。

#### 第24条 【協議事項等】

- 1 本規定等各条項の解釈について疑義を生じた場合、または本規定等に定めのない事項については、当事者間で協議のうえ決定することとします。
- 2 本サービスの利用に関し当事者間で問題が生じた場合は、双方の信頼関係に基づき誠意をもって協議し解決することとします。

#### 第25条 【準拠法・合意管轄】

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に関して万一紛争が生じ、やむを得ず訴訟を必要とする場合には、当組合本所の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

以 上